

4 - 3 . 紀の川流域委員会準備会議からの 答申について

平成13年 3月30日

近畿地方整備局長 藤芳素生 殿

紀の川流域委員会準備会議
議 長 中川 博次

紀の川流域委員会のあり方について（答申）

平成13年 1月18日、紀の川流域委員会準備会議に諮問された紀の川流域委員会のあり方について、準備会議において慎重に審議した結果を別冊のとおりまとめたので答申します。

近畿地方整備局長殿

「紀の川流域委員会のあり方について」

答 申

平成13年 3月30日

紀の川流域委員会準備会議

目 次

はじめに	1
1. 紀の川流域委員会委員候補の選定	2
2. 紀の川流域委員会の規約の骨子	3
3. 紀の川流域委員会の公開方法(案)	5
4. 紀の川流域委員会の運営方針(案)	6
別表 - 1 紀の川流域委員会委員候補	7
参考 1 紀の川流域委員会準備会議委員名簿	8
参考 2 答申策定経過	8
参考 3 紀の川流域委員会準備会議規約	9
参考 4 紀の川流域委員会準備会議の公開と運営方針について	10

はじめに

国土交通省では、平成9年度の河川法の改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなった。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「紀の川河川整備計画（直轄管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くことを目的として「紀の川流域委員会」（以下、「委員会」という。）の設置を予定している。

この流域委員会を設置するにあたり、平成13年1月18日に近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）は「紀の川流域委員会準備会議（以下「準備会議」という。）を設置し、委員会委員候補の選定と委員会の公開及び運営方針について諮問した。

本準備会議は、今後設置される委員会のあり方について慎重に審議した結果を以下のとおり答申する。

近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「委員会」を設置されたい。

1 . 紀の川流域委員会委員候補の選定

選定対象者

- ・ 大学や研究機関等の研究者（経験者を含む）に限定しないこととした。
- ・ 一般からの公募により紀の川流域で活動されている方で地域の特性に詳しい者を加えることとした。
- ・ 居住地による制限は行わないものとした。
- ・ 選出方法は治水・利水・環境・人文・その他に関する委員は主に準備会議委員からの推薦、河川管理者からの推薦によるものとし、地域活動で紀の川に関心のある方を主として一般からの公募（自薦・他薦問わず）によるものとした。
- ・ 公募の一般への周知は、和歌山・奈良県内を対象とした新聞広告及び和歌山工事事務所等のホームページで行うこととした。

選定基準

- ・ 委員会の規模は、委員会の運営面（実質的な議論を行う）から20人程度とした。
- ・ 紀の川に関する調査研究等を通じて紀の川の特性を理解している方。
- ・ 河川に関する各分野で、専門家として活動している方。
- ・ 紀の川の水防・環境保全・美化・啓蒙活動などで活動している方。
- ・ 紀の川上流、中流、下流といった地域性を配慮した。
- ・ 年齢的なバランスを配慮した。

選定結果

- ・ 自薦・他薦による推薦人数121名の中から委員会委員候補として23名を選定した。
その内訳は治水3名、利水4名、環境5名、人文4名、その他（マスコミ、随筆家）2名、地域活動として一般からの公募者5名。

委員候補者の確定

- ・ 選定者に準備会議が委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・ その結果、選定者23名全員から内諾が得られ、別表 - 1 のとおり委員候補者が確定した。

2 . 紀の川流域委員会の規約の骨子

(名称)

- ・本会は「紀の川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。

(目的及び役割)

- ・委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画(直轄管理区間)の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(組織及び運営方針)

- ・委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- ・委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
- ・委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする。
- ・委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
- ・委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
- ・委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
- ・委員会は、部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。

(委員長)

- ・委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
- ・委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- ・委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行うものとする。
- ・委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(情報公開)

- ・委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。
- ・河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

(庶務)

- ・ 委員会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。
- ・ 会議資料（案）の作成
- ・ 議事録（案）の作成
- ・ 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- ・ その他

(規約の改正)

- ・ 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

- ・ 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。この際、準備会議の答申等を参考にする。

付則

(施行期間)

この規約は、平成13年 月 日から施行する。

3 . 紀の川流域委員会の公開方法（案）

委員会の公開方法（案）は、審議の結果下記のとおりとなった。

（1）基本方針

- ・ 委員会は原則として公開するものとする。

（2）傍聴の方法

- ・ 委員会の傍聴は、制限を設けないものとする。
- ・ ただし、当初の段階では、当日会場の先着順とし、傍聴希望者が多数の場合は、その人数に応じて以降の委員会の会場を決定することや事前申し込みについても検討する等、可能な限り配慮するものとする。
- ・ 委員会開催の案内は、近畿地方整備局及び流域内出先機関（以下、「和歌山工事事務所等」という。）のホームページや報道機関を通じて行うものとする。
- ・ 委員会の開催日時及び開催場所についても可能な限り多くの関係住民が傍聴できるよう配慮するものとする。

（3）公開の方法

- ・ 委員会資料及び議事録はプライバシー保護に留意しつつ公開するものとし、和歌山工事事務所等のホームページに掲載する。
- ・ 委員会終了後には記者会見を行うものとし、一般傍聴者も傍聴できるものとする。
- ・ 会議内容をとりまとめたニュースレターを和歌山工事事務所等、和歌山県庁、奈良県庁ならびに流域市町村で配布出来るように設置するものとする。

4 . 紀の川流域委員会の運営方針（案）

委員会の運営方針（案）は、審議の結果下記のとおりとなった。

- ・委員会の運営方針（審議の進め方等）は委員会で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も委員会が行うものとする。
- ・近畿地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。
- ・審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要がある場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。
- ・委員会の内容等に関する意見は、郵送、F A X、電子メールにより文章で受け付け、受け付けた意見の取り扱いについては委員長が判断するものとする。
- ・委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合は、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
- ・委員会が必要と認めた場合には部会を設置する。その部会の構成員としては委員候補者以外の推薦候補も含めて委員会が選定する。
- ・委員会の庶務は国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとする。

別表 - 1 紀の川流域委員会委員候補

(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	安藤 精一	人文(歴史・文化)	和歌山大学 名誉教授		-
2	池淵 周一	治水・利水(水資源、水文循環工学、渇水災害、水文学)	京都大学防災研究所 所長		-
3	今中 佳春	地域の特性に詳しい委員	元高校教諭		
4	岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士	紀の川流域委員会 準備会議 委員	-
5	岩畑 正行	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA 会員		
6	上本 博康	利水(水道原水)	和歌山市水道局水質試験室長		-
7	梅田 恵以子	その他(随筆家)			-
8	江頭 進治	治水(砂防・土石流、河床変動)	立命館大学理工学部 教授		-
9	江種 伸之	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授		-
10	大谷 誠一	地域の特性に詳しい委員	21世紀のまちづくり懇談会(五條市長委嘱) JC五條青年会議所 所属		
11	小川 和子	地域の特性に詳しい委員	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表		
12	小田 章	人文(経済)	和歌山大学経済学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 委員	-
13	神吉 紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学システム工学部 助教授		-
14	玉井 済夫	環境(哺乳類・爬虫類・両生類)	元和歌山県立熊野高等学校長		-
15	土岐 頼三郎	環境(鳥類)	(財)日本野鳥の会和歌山県支部長		-
16	中川 博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 議長	-
17	濱中 秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長職務代理		-
18	古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長		-
19	牧 若男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部教授		-
20	的場 績	環境(陸上昆虫類)	和歌山県立自然博物館学芸員		-
21	三野 徹	利水(農業)	京都大学 教授		-
22	養父 志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	紀の川流域委員会 準備会議 委員	-
23	湯崎 真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長		

注1: 対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

注2: 公募欄の は、一般公募により選ばれたことを示しています。

< 参考 1 > 紀の川流域委員会準備会議委員名簿

氏 名	専 門	役職名	備 考
いわはし けん 岩橋 健	法律	岩橋健法律事務所 弁護士	
おだ あきら 小田 章	経済	和歌山大学経済学部 教授	
なかがわ ひろじ 中川 博次	河川工学	立命館大学理工学部 環境システム工学科 教授	議 長
やぶ しのぶ 養父 志乃夫	自然環境	和歌山大学システム工学部 環境システム学科 教授	

五十音順、敬称略

< 参考 2 > 答申策定経過

年 月 日	事 項
平成13年 1月18日	第 1 回紀の川流域委員会準備会議
平成13年 2月 3日 、 平成13年 2月12日	紀の川流域委員会委員公募
平成13年 2月22日	第 2 回紀の川流域委員会準備会議
平成13年 3月30日	第 3 回紀の川流域委員会準備会議

< 参考 3 > 紀の川流域委員会準備会議規約

(名称)

第1条 本会は、「紀の川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、紀の川流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行うとともに委員会の公開や運営方針について、学識経験者から提言を受けることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置する。

(役割)

第3条 準備会議は、整備局長の諮問を受け、審議結果を答申する。

(組織等)

第4条 準備会議の委員は、紀の川流域に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(情報公開)

第5条 準備会議の会議、準備会議資料、議事内容の公開については準備会議でこれを定める。

(会議)

第6条 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。

3. 会議は議長が召集し、運営は準備会議が行うものとする。

(庶務)

第7条 準備会議の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、準備会議の指示に基づき以下の業務を行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
- ・ その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年1月18日から施行する。

< 参考 - 4 > 紀の川流域委員会準備会議の公開と運営方針について

- ・ 会議及び準備会議資料、議事録、議事の骨子は原則として全面公開とするが、個人名等のプライバシーに関する部分は非公開とした。
- ・ 会議の傍聴対象者は制限を設けず、一般傍聴者にも会議資料を配布して会議内容を把握できるようにした。
- ・ 準備会議の開催の案内や議事骨子の公開は、和歌山工事事務所等のホームページや記者クラブを通じて行った。会議資料・会議議事録等は、和歌山工事事務所や流域内出先機関のホームページを通じて一般公開した。また、会議内容を取りまとめたニュースレターを和歌山工事事務所等ならびに紀の川流域市町村で配布した。
- ・ 委員候補者の選定は非公開としたが判断基準については公開とした。
- ・ 準備会議の独立性を重んじ、運営方針（審議の進め方や公開方法等）は、準備会議で決定するものとした。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も準備会議が行うものとした。
- ・ 近畿地方整備局は河川管理者の立場で説明や意見の表明を行うことがあるが、審議には関与しないものとした。
- ・ 審議の過程で一般市民から意見を聴取する必要がある場合は、議長の判断により聴くこととした。
- ・ 会議内容等に関する意見は、広範囲に収集することと内容確認の确实性を重んじ、郵送、FAX、電子メールにより文章で受け付け、受け付けた意見について審議内容にするかの判断は、議長が行った。